

意見交換会等での意見に対する考え方について

1 意見の内訳

内 容	意見数 (内数)
1 自治基本条例の策定過程に関すること	5 6
2 提言書の内容に関すること	1 9 4
宇都宮市自治基本条例の必要性・意義	(1 6)
基本的な考え方について	(2)
第1 前文	(1 1)
第2 総則	(9)
第3 自治の理念と基本原則	(3 8)
第4 市民等の役割, 権利, 責務	(1 9)
第5 議会の役割と責務	(3)
第6 執行機関の役割と責務	(8)
第7 参画と協働	(8 4)
第8 市政運営と基本原則	(3)
その他	(1)
3 その他 (地域の現状・施策事業等に関すること)	1 1 8
合 計	3 6 8

2 意見に対する基本的な考え方

(詳細は、資料3「意見交換会・意見募集で出された意見及び考え方」参照)

(1) 自治基本条例の策定過程に関すること

提言書(案)への反映はできないが、今後、条例に対する市民の理解を深める取組等に生かしていく。

⇒ パブリックコメント, 条例制定後の周知等

項 目	主な意見	考え方
本市の他の条例, 他自治体の条例の分析	<ul style="list-style-type: none"> 本市の他の条例との整合性や, 他自治体の条例の内容の分析は十分に行ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 分科会と提言書検討委員会で, 既存条例・宣言・制度との整合性を十分に検討してまいりました。

項目	主な意見	考え方
取組の周知・市民協働による策定	<ul style="list-style-type: none"> 考える会議の検討経過や、今回の意見交換会について、事前にもっと周知すべき 意見交換会での前提となる自治基本条例素案の内容を事前にもっと周知すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 周知については、自治会回覧、広報紙、ホームページ等を活用して行っておりますが、今後は、市民の皆様目に止まるような工夫をし、さらに分かりやすい説明を心がけて、周知・啓発活動に努めてまいります。
条例制定後の周知	<ul style="list-style-type: none"> 良い条例ができたとしても、いかにして伝えていくか、理解してもらうかが課題 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページ等による周知だけでなく、分かりやすく説明したリーフレットの配布や出前講座などを通して、条例の周知活動をしてまいります。

(2) 提言書の内容に関すること

提言書（案）に盛り込めるかどうかを個別に検討する。

項目	主な意見	考え方
自治基本条例の必要性・意義	<ul style="list-style-type: none"> 市民、議会、執行機関の役割の明確化、責務の明確化が重要 	<ul style="list-style-type: none"> 分科会や提言書検討委員会で十分に議論し、明確化したものを、提言書（案）にまとめてまいります。
条例の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> この条例の位置付け、他の条例との関係性を明確にし、他の条例や宣言との整合性を図るべき 	<ul style="list-style-type: none"> 市が、条例の制定、政策の実施等にあたり、この条例の趣旨を最大限、尊重する、という位置付けであることを明確にして、提言書（案）をまとめてまいります。
情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の的確な情報収集と、双方向の情報交換（特に社会的弱者に対する情報提供）を工夫すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 協働によるまちづくりの推進には重要なことであることから、各主体が情報の共有に努めることを提言書（案）に盛り込んでまいります。

項 目	主な意見	考え方
市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> 協働の実現のため，市民にも公共的活動に参加する責務があることを明確化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 市民がさらに幸せに暮らしていく「権利」を有することと併せて，公共的活動に参加することなど，「責務」も有することを提言書（案）に盛り込んでまいります。
地域主体のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の特性を活かしたまちづくりをしていく必要があるのではないか。 地域のビジョンを策定していくべきではないか。 地域の活性化に取り組んでいかなければならないのではないか。 	<p>【補足説明等に追加する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の各項目については，地域主体のまちづくりのための重要な要素ですが，条例に盛り込むべき項目というよりも，地域主体のまちづくりを進めていく上での具体的方策であることから，補足説明等に追加します。
条例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 条例の見直しが必要なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例が「自治体の憲法」とも言われていることを考えると，一定の恒久性を持たせる必要があると考えております。 現在，国では，地方分権改革の推進に向けて検討が行われており，数年内には，地方自治に関する法令の見直しも行われる見込みです。 こうした情勢や，本市の状況などを注視しつつ，適宜，条例の見直しを行っていく必要があると考えております。

(3) 地域の現状・施策事業に関すること

提言書（案）への反映はできないが、今後の施策事業の参考にする。

⇒ 各課への情報提供

項 目	主な意見	考え方
地域の現状 ・課題, 具体的な 施策, 事業, 行政への 要望 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会において, 自治会長の負担が増大している。 ・ 既に十分, まちづくりに取り組んでいる地域も多いが, 行政との関わり方が見えてこない。 ・ 高齢者に配慮したまちづくり ・ 公民館制度の復活の検討 ・ 新交通システム (L R T) の取組 ・ 緑化推進の取組 ・ 情報共有の取組 (市の条例の周知を含む。) ・ 自治会の活性化策 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は, 宇都宮市民が, さらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的として, 市民主体のまちづくりを確立していくために必要となる市民・議会・行政の役割と責務や, 地域主体のまちづくりの推進, 協働の推進など, 自治 (まちづくり) に当たっての基本的な考え方をもとにしたものです。 ・ 市の具体的施策についての御意見は, 提言書 (案) に盛り込むことはできませんが, 関係課に情報提供するなど, 行政運営の参考としてまいります。

3 提言書（案）について（案）

- ・ 提言書素案は、「考える会議」で約2年に渡り、条例に盛り込む内容を十分に検討したものである。
- ・ 意見交換会等での意見については、「考える会議」が取りまとめた提言書素案に盛り込まれていることから、「条例に盛り込むべき内容」の変更は行わない。
- ・ ただし、「地域主体のまちづくり」の項目については、まちづくりを進めていく上での具体的方策であることから、提言書素案の「補足説明等」に、次の下線部の項目を追加し、提言書（案）とする。

<資料4「提言書（案）」26ページより抜粋>

(2) 地域主体のまちづくり

- ・ 地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、各主体は協力して、小学校区等を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分を行いながら取り組んでいくこと。
- ・ 執行機関は、適正な地域区分に基づき、地域の総合的な行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充や、市民との協働の推進等、住民主体の地域づくりを進めること。

【補足説明等】

- ・ 自治を行うにあたり、適切な地域区分は重要なことであり、現在、各種の公共的活動の内容に応じて、それぞれに地域区分がなされ、それらが重なり合っている状況にあります。地域においては、各主体が協力して合理的な地域区分を行った上で、まちづくりを行っていかねばなりません。
- ・ 本市においては、中央部が小学校区、周辺部が中学校区を基本とした地域区分のもと地域活動団体その他の各種団体が連携していますが、これから地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、住民の生活圏の実態に配慮した地域区分を理想とすることを明らかにしています。
- ・ なお、地域主体のまちづくりに当たっては、各主体は、各地域区分の特性を活かした将来的な展望を共有するとともに、それを実現するために必要な公共的活動を通して、各地域がさらに活性化していくよう、取り組んでいくことが求められます。